

西尾市ふるさと納税払いチョイスP a y

加盟店募集要領

令和5年3月1日

西尾市ふるさと納税払いチョイスP a y加盟店募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による本市への寄附促進、本市の魅力や市内店舗等のPR、寄附者に本市へ直接訪れていただき本市の魅力に直接触れる機会を創出するとともに、市内経済の活性化等を図るため、本市へふるさと納税をされた方へ「チョイスP a y」を付与する取組を行います。

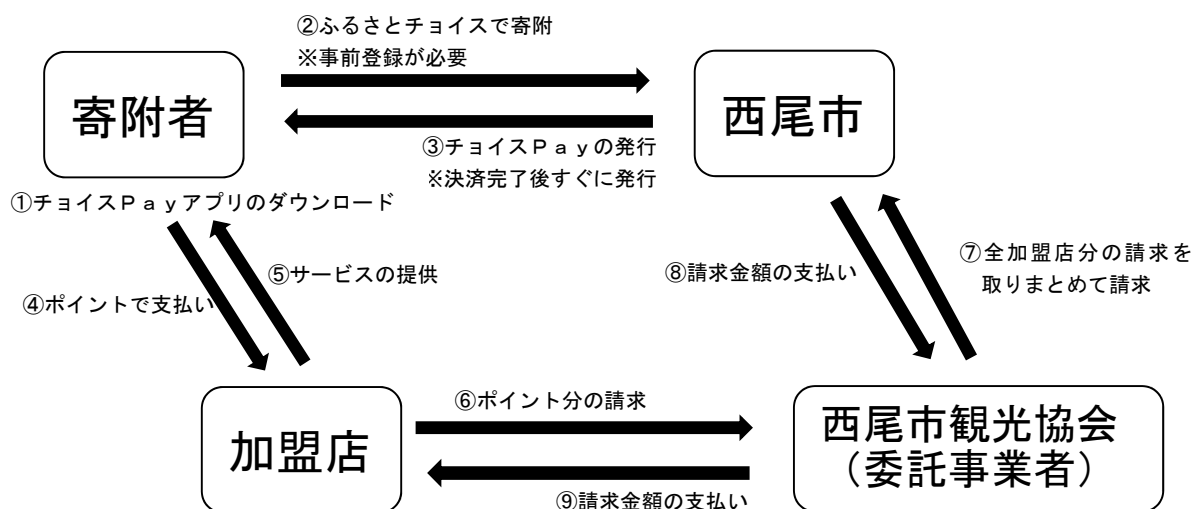
そこで、本取組にご参加いただき、チョイスP a yを取り扱う事業者（個人を含みます）を募集します。

2 概要

ふるさと納税払いチョイスP a yとは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して本市のチョイスP a yへ寄附があった場合に、寄附者にふるさと納税の返礼品として付与される地域限定の電子ポイントであり、スマートフォンやタブレット端末を用いて、本市が定めた加盟店での食事、宿泊、レジャー、買い物等の支払い時に利用できるものです。

3 事務の流れ

- ①寄附者がチョイスP a yアプリをダウンロードします。
- ②寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本市のふるさと納税払いチョイスP a yへ寄附をします。
- ③本市から寄附者へチョイスP a yのポイントを発行します。
- ④寄附者がポイントで加盟店へ支払いをします。
- ⑤加盟店が寄附者へサービスの提供をします。
- ⑥加盟店が西尾市観光協会へ寄附者の利用金額（月末締め）を翌月10日までに請求します。
- ⑦西尾市観光協会が加盟店からの請求を取りまとめて本市に請求します。
- ⑧本市が西尾市観光協会へ請求金額を支払います。
- ⑨西尾市観光協会が加盟店へ請求金額を支払います。



4 加盟店要件

西尾市ふるさと納税払いチョイスP a yの加盟店となる事業者は、申込時に以下の要件を全て満たす必要があります。ただし、全ての要件を満たしている場合でも、本市が適当でないと認められた場合には、加盟店として登録できません。

- (1) 本市に店舗（飲食店、宿泊施設、物産店、その他必要と認められる店舗）を有する法人、団体または個人事業主であること。
- (2) 各種法令規則等を遵守した生産、製造及び販売等を行っていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 「5 対象商品・サービス等の要件」に該当する商品やサービス等を提供している事業者であること。なお、「5 対象商品・サービス等の要件」に該当しない商品やサービス等も併せて提供している事業者の場合は、チョイスP a yの利用可否（該当か否か）を明確に区分及び表示し、運営できること。
- (6) 公序良俗に反する営業店舗等でないこと。
- (7) ポイントの利用状況の確認及び取り消し処理等に使用するタブレット端末、スマートフォンまたはパソコン等を自前で手配できること。

5 対象商品・サービス等の要件

加盟店がふるさと納税払いチョイスP a y使用取引の対象として扱うことができる商品・サービス等は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 総務省が定める「地場産品基準」に該当するものであること。
- (2) 金銭類似性の高いものではないこと。（プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するものでないこと。）
- (3) 資産性の高いものでないこと。
- (4) 総務省から個別に指摘を受けたものでないこと。

6 加盟店の責務

加盟店は、以下に定める事項を遵守してください。

- (1) 対象商品・サービス等の品質に責任を負うこと。
- (2) 対象商品・サービス等に対するクレームに対しては、適切かつ誠実に解決に努めるものとし、万が一対象商品・サービス等が原因で寄附者に損害を与えた場合は、加盟店が賠償責任を負うこと。
- (3) 誤って「5 対象商品・サービス等の要件」に該当しない商品・サービス等についてポイントが利用された場合は、速やかに本市に報告するとともに、寄附者へのポイント返還または「5 対象商品・サービス等の要件」に該当する商品・サービス等の交換に応じること。
- (4) 申込内容に変更が生じた場合は、速やかに本市に報告すること。
- (5) 申込内容に疑義が生じた場合で、本市が調査を必要と判断したときには、速やかに情報を

開示するとともに、本市からの指示があった事項について適切に対応すること。

(6) その他、加盟店規約（西尾市ふるさと納税払い）及び各種法令規則等を遵守すること。

7 募集期間

加盟店登録は随時受け付けます。

8 申込方法

次のものを西尾市観光協会へ提出してください。

- ①西尾市ふるさと納税払いチョイスP a y 事業者登録シート
- ②ポータルサイト及びアプリ等に掲載する店舗等の写真画像データ（520×323px）5枚
- ③市税の納税証明書（完納証明）

※本年度協力事業者として既に登録があり、完納証明書を提出済みの場合は不要ですが、次年度以降は毎年ご提出をお願いします。

（提出先）一般社団法人西尾市観光協会（受付時間は平日9：30～16：30）

〒445-0851 西尾市花ノ木町4丁目64

TEL：0563-57-7882

E-mail：furusato@katch.ne.jp

※申し込み後、加盟店として決定した場合は、西尾市観光協会と契約を締結していただきます。

9 個人情報保護

加盟店は、この事業により取得した個人情報については、チョイスP a y のサービス提供以外の目的で使用することはできません（ダイレクトメールの送付など、2次利用や第三者への漏えいは厳禁。）。加盟店が登録を取り消された場合や事業完了後も同様です。ただし、寄附者から直接同意を得た場合を除きます。

10 その他留意事項

- (1) チョイスP a y CMSにアクセスし、日々の利用状況の確認やQRコードの発行を行うための、通信可能なスマートフォンまたはパソコンが必要です。（発行されたアカウントでCMS にログインし、QRコードを印刷して店頭に掲示してください。）
- (2) ポイント利用時の決済費用等は基本的に無料ですが、チョイスP a y CMSにアクセスする際の通信料は発生します。
- (3) チョイスP a y アプリや市ホームページ、パンフレット等への掲載位置や順位については、本市及び西尾市観光協会に一任するものとします。
- (4) 店舗でのサービス利用時の苦情等については、真摯に対応し解決に努めることとし、苦情内容や対応状況については必ず西尾市観光協会へ報告をお願いします。サービス利用時の苦情等への対応について、本市及び観光協会は一切責任を負いません。
- (5) 登録された加盟店について、「4 加盟店要件」及び「5 対象商品・サービス等の要件」に該当しなくなった場合は、加盟店登録を取り消します。
- (6) 上記（5）に該当した場合は速やかに西尾市観光協会に報告してください。